

## 地域における活動拠点の現状について

### 1. 地域福祉センター

#### (1) 施設について

- 神戸市ふれあいのまちづくり条例により、ふれあいのまちづくり事業の拠点として設置する公の施設
- 概ね1小学校区に1つの地域福祉センター（以下、センターという。）を整備  
→市内に193施設（内、民間の施設は4か所） ※市内の小学校区は全163校区
- 施設の老朽化対応が課題

#### ①長期保全計画基本方針

※ファシリティマネジメントで定める方針に基づき、施設を原則65年間利用するため、これまで実施してきた緊急的な修繕とは別に、計画的な修繕（外壁改修・屋上防水，空調改修）を実施。

#### ②築年数

令和2年度

築年数		施設数
～	10年未満	5
10年以上	～ 20年未満	17
20年以上	～ 30年未満	71
30年以上	～ 40年未満	42
40年以上	～ 50年未満	48
50年以上	～ 60年未満	4
60年以上	～ 70年未満	1
70年以上		1
合	計	189

#### (2) 利用状況

- 年間利用者数17,000人～2,000人とばらつきが大きく、高齢者の利用が8割。
- ふれあいのまちづくり協議会（以下、ふれまち協議会という。）、ふれまち協議会の構成団体のほかサークル等が利用しており、利用者が限られる傾向がある。

### ①開館日数

- ・神戸市立の地域福祉センター189カ所の平均開館日数は277日であり、概ね週に5日以上開館している。
- ・ボランティアベースで管理・運営されていることから、サークル等の貸館利用に消極的なセンターや、利用がない午後などは閉館しているセンターもある。

### ②日・祝、夜間の開館

- ・平日の夜間や土曜日については、地域内の自治会やマンション管理組合の役員会等の会合で使用されている場合も多い。
- ・クリスマス会や夏祭りといった多世代が交流する行事は、土日に開催されることが多い。
- ・日曜日は開館日とし、月曜日を休館日としている地域福祉センターもある。

### ③年間の利用者数

- ・年間利用人数については、令和元年度においては1,500,794人（平成30年度は1,621,891人）、1館あたり平均7,982人（平成30年度は8,627人）。会館日数を年間300日とすると、1日・1館あたりの平均利用者数は約26.6人である。

年間利用者数	該当するセンター数	利用の目安 (1日4コマ)
15,000人以上	6 (3.1%)	3～4コマ
10,000人以上 15,000人未満	43 (22.4%)	2～3コマ
5,000人以上 10,000人未満	105 (54.7%)	1～2コマ
2,000人以上 5,000人未満	31 (16.1%)	0～1コマ
2,000人未満	7 (3.6%)	

### ④利用者の傾向

- ・高齢者の利用が8割
- ・子育てサークルなど子育て支援活動は148の協議会で地域福祉センターを利用して実施されているものの、高齢者のふれあい給食・喫茶、健康講座や健康体操、高齢者の趣味の活動など高齢者の活動が主体となっている。
- ・ふれあいのまちづくり協議会の関係者の利用のほか、構成団体の活動、それ以外の団体のサークル活動で利用されている。
- ・年間利用者数も年度によりあまり変わらないことから、特定の市民の利用になりがちな傾向があると思われる。

## (3) 管理運営の仕組み（条例上の課題）

- 指定管理（地域管理方式）を行う「公の施設」ではあるが、一般的な指定管理とは

異なり、運営上はボランティアベースの自主的な運営である。担い手の高齢化により、管理が負担になってきているふれまち協議会もある。

○条例上、貸館としての利用を想定しておらず、利用料などは定めていないが、部屋を貸す際に運営協力金（寄附金）を受領している場合が多い。

#### ①現在の管理の仕組み

- ・ふれまち協議会と区役所が管理・運営に関する協定書を締結した上で、それぞれの地域の実情に合わせて、ふれあいのまちづくり協議会規約及び地域福祉センター利用規程（開館日、開館時間、部屋ごとの運営協力金の額）を制定し、これらに基づいて自主的に管理・運営している。なお、日々の管理は委員やボランティアによる当番制等により行われている。

#### ②運営交付金（指定管理料）

- ・神戸市立の地域福祉センター189カ所に対する運営交付金については、令和元年度予算総額は310,176,600円（令和元年度決算額は309,544,550円）であり、1館あたりの平均額は1,641,147円（令和元年度決算額1,637,801円）となっている。

#### ③運営協力金

- ・令和元年度において、ふれまち全体の運営協力金の合計額は58,781千円であり、1ふれあいのまちづくり協議会あたりの平均額は321千円となっている。協力金収入がない協議会は6団体、100万円超は4団体であった。
- ・運営協力金は地域福祉センターによって異なるが、当番手当や地域活動費に充てられている。

#### ④管理当番手当について

- ・各ふれあいのまちづくり協議会において、管理当番手当を500円／半日、1,000円／日、高いところで3,000円／日などと規定している。
- ・年間の指定管理料約160万円のうち当番手当として約30万円を積算しており、これを上回る当番手当を払っている場合は、指定管理料の光熱水費の残額や運営協力金を充てている場合がある。

#### ⑤利用料金制の検討

- ・神戸市ふれあいのまちづくり条例は、地域福祉センターをふれあいのまちづくり事業を行う拠点と位置づけている。そのため、貸館利用を主な目的として想定された公の施設とは性格を異にするものである。
- ・同条例においては、貸館利用を想定しておらず、公の施設の指定管理制度において指定管理者へ使用許可等の権限を委任する規定が存在しない。
- ・公の施設の指定管理といたしながら、人件費を指定管理料に加算していない現状にお

いて、利用料金制に移行した場合、規則通りの開館日、開館時間での運用、貸館利用の促進といったことが地域に過度の負担を強いることになる。

## 2. 地域集会所新築等補助制度

地域の集会所はそれぞれの地域の自治組織が整備し、市はそれを側面から支援するという基本的な考え方のもと、新築や改築等にかかる経費の一部を補助している。新築・買収、増改築、修繕、バリアフリー化の4種別で助成を行う。

※市内に民間地域福祉センターは4カ所あるが、民間地域福祉センター補助要綱により、地域が建設するセンターに市が整備補助を行った施設もある。

### (参考)

#### 1. ふれあいのまちづくり事業・地域福祉センターに係る基本的事項

##### (1) 神戸市民の福祉をまもる条例

###### ①地域福祉施設の整備等

第34条 市長は、地域における市民福祉の向上を図るため、規則で定めるところにより、市民の自主的な活動に対し必要な援助を行い、又は当該活動に必要な施設を整備し、若しくは当該施設の建設に対する助成を行うよう努めるものとする。

##### (2) 神戸市ふれあいのまちづくり条例

###### ①目的

第1条 この条例は、ふれあいのまちづくり協議会（以下「協議会」という。）の組織及び活動、神戸市立地域福祉センター（以下「センター」という。）の設置及び管理その他ふれあいのまちづくり事業に関し必要な事項を定めることにより、地域福祉活動の推進を図り、もって神戸市民の福祉をまもる条例（昭和52年1月条例第62号）の理念の実現に寄与することを目的とする。

###### ②ふれあいのまちづくり事業について

第2条 この条例において「ふれあいのまちづくり事業」とは、すべての市民が地域社会のふれあいの中で日常生活を送ることができるよう、市、事業者及び市民が協力して、地域福祉の向上を目指し、各種の福祉活動、交流活動等を展開することをいう。

###### ③ふれあいのまちづくり協議会について

第3条 協議会は、地域福祉の向上を図るため、地域の福祉関係団体及び公共的団体の代表者並びに地域の住民により自主的に組織するものとする。

2 協議会は、センターその他の施設を活用し、地域福祉活動を実施するものとする。  
この場合において、市長は、協議会に対し必要な援助をすることができる。

#### ④地域福祉センターについて

第4条 第1条の目的を達成するため、ふれあいのまちづくり事業の拠点としてセンターを設置する。

2 センターの名称及び位置は、別表のとおりとする。

#### ⑤指定管理者について

##### (指定管理者の指定等)

第7条 市長は、次に掲げるセンターの管理に関する業務をセンターの管理について地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による市長の指定を受けたもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- (1) センターの利用及びその制限に関する業務
- (2) センターの維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が定める業務

※平成17年度～指定管理者制度導入に伴う条例改正で条項追加

#### (3) 神戸市ふれあいのまちづくり条例施行規則

##### ①休館日について

第3条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (3) 年末年始（12月28日から翌年1月5日まで）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がセンターの管理運営上必要があると認める日

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項各号（第4号を除く。）に掲げる日に開館することができる。

##### ②開館時間について

第4条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 指定管理者は、センターの管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の開館時間を変更することができる。

#### (4) ふれあいのまちづくり事業に関するこれまでの経緯

- ・昭和44年度 神戸市立老人いこいの家条例制定

- ・昭和51年度 神戸市民の福祉をまもる条例制定
- ・昭和60年度 しあわせのまちづくり事業のモデル実施（建物の整備スタート）
- ・昭和61年度 地域福祉センター開設（高倉台・桃山台）
- ・昭和63年度 「しあわせのまちづくり」を「ふれあいのまちづくり」に名称変更
- ・平成元年度 神戸市ふれあいのまちづくり条例制定（H2.3）
- ・平成2年度 各区にまちづくり推進課を新設  
ふれあいのまちづくり担当主幹を配置
- ・平成4年度 各区に地域福祉課を新設  
ふれあいのまちづくり担当主幹を地域福祉課長に改正
- ・平成5年度 特別地域福祉活動助成を各区社協で開始
- ・平成8年度 地域福祉課を福祉部に移管
- ・平成12年度 介護保険制度
- ・平成14年度 ふれあいのまちづくり助成を区地域福祉課で開始
- ・平成15年度 まちづくり推進部にまちづくり支援課新設、ふれまち事業を移管
- ・平成17年度 地域福祉センターに指定管理者制度を導入
- ・平成20年度～まちづくり課として統合
- ・平成27年度 地域ケア会議が介護保険法に位置付けられ、地域（あんすこセンター）の役割がより重要になる
- ・平成28年度 本庁所管を保健福祉局から市民参画推進局に移管
- ・令和2年度 本庁所管を企画調整局に移管

#### （5）地域福祉センターの利用状況等について

##### ①利用状況について

- ・令和元年度平均利用者数 R1：7,940人（H30：8,656人）
- ・平均開館日数 277日

##### ②ふれまちの収入等（R1決算）

- ・運営交付金 310,042千円 1,640千円（平均）
- ・ふれまち助成 68,302千円 363千円（平均）  
※防コミ、エコタウン等を含む
- ・運営協力金 58,781千円 321千円（平均） 0円：6か所
- ・繰越金 170,494千円 883千円（平均）

#### （6）地域福祉センター関連予算（R2予算）について

- ①指定管理料 309,283千円
- ②ふれまち助成 20,412千円
- ③地域福祉センターの改修 190,267千円（新築整備130,000千円を除く）
- ④緊急修繕 50,800千円
- ・新築整備を除いて、毎年約5.5億円程度が必要。